

令和4年4月21日  
生活文化政策部  
市民活動推進課

## 世田谷区立健康増進・交流施設の指定管理者の選定について

### 1 主旨

世田谷区立健康増進・交流施設の指定期間が令和5年3月で終了することから、令和3年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立健康増進・交流施設条例第20条（以下「条例」という。）に基づき、令和5年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

### 2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立健康増進・交流施設
- (2) 所在地 世田谷区池尻二丁目3番11号

### 3 指定期間

5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### 4 選定体制

#### (1) 選定委員会の設置

世田谷区立ひだまり友遊会館指定管理者選定委員会及び世田谷区立健康増進・交流施設指定管理者選定委員会共通事項規定要綱に基づく選定委員会にて選定する。

#### (2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする（別紙参照）。

### 5 現在の指定管理の状況等

#### (1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）

株式会社 オーエンス

#### (2) 現在の指定管理者に関する選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、平成30年度～令和2年度のモニタリングの評価結果や利用者アンケートの結果なども踏まえ、維持管理、運営についても適正に行われているといった評価を得られた。

引き続き、運動室や食堂（レストラン）等の施設の特徴を生かし、高齢者の「居場所」や「健康づくり」の場となるよう、次期指定管理者選定には、高齢者施設としての機能やサービスの充実といった視点を取り入れていく。

評価分類	評価結果説明
<b>【個別評価】</b>	
1. 施設の維持管理	<p>運動室、食堂等の特徴的な施設機能についての適切な維持管理に加え、池尻複合施設全体の維持管理についても幅広く適切に対応しており、要求水準を満たしている。</p>
2. 施設の運営	<p>運動室では在駐トレーナーによる多世代の利用者に向けた細やかなトレーニングアドバイスや、プログラムを実施している。食堂（レストラン）では多彩なメニューや、テーブルマナー講座をはじめとした各種イベント等、施設の特徴や機能を十分に生かした利用者満足度の高いサービスが提供されている。</p> <p>また、自主事業では地域交流や世代間交流を図る「がやがや寄席」「クリスマスコンサート」や、高齢者が楽しめる昔懐かしい映画を上映する「がやがや館シアター」や「うたごえ喫茶」等、幅広い世代を対象とした事業展開も施設設置目的に合致しており、運営については、評価できる。</p>
3. 事故や緊急時等への対応	<p>施設スタッフに向け、年1回、応急措置法、心肺蘇生法、AEDの取扱を学ぶ安全3点セット研修を実施している。施設内での体調不良者や救急搬送等の対応についても迅速かつ適切な対応が、評価できる。</p> <p>また、緊急時対応マニュアル・応急手当マニュアルを整備するとともに、全館（保育園、児童館、地区会館含む）での合同避難訓練を年1回実施する等、災害や事故発生時を想定した実用的な取組みが行われている。</p>
4. サービス向上の取組み	<p>新聞折込みや無料クーポンマガジン等、区報以外の広報媒体を広く活用し、広報活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、意見箱の常時設置や利用者懇談会の開催等により、利用者の要望を受け、迅速に反映させる等、自主事業の積極的な取組みと併せて利用者のサービスと満足度向上に向けた取組みは評価できる。</p>
5. 収支状況	<p>収支面では、指定期間を通して、利用者の拡充及び、適切な経費の削減により、収支改善につなげている。新型コロナウイルス感染拡大防止の影響による施設休館や時短営業等により、収支のバランスに困難が生じた年もあるが、状況に応じた適切な対応に向け、努力している。</p>
6. 改善の取組み	<p>区の点検や評価での指導や調整内容等について、その都度、適切な改善が図られており、要求水準を満たしている。</p>
<b>【総合評価】</b>	

当指定管理者は平成30年度から新たに指定を受けたものであるが、特に、運動室や食堂（レストラン）、自主事業において、施設の特徴を生かし、施設の利用を促進するサービスの提供ができてきているといえる。また、運動室での夜間個人利用者への一部開放や、売店でのサンドイッチの販売、食堂（レストラン）でのテイクアウトメニューの導入、無料クーポンマガジンへの記事の掲載等、新たな試みにも多数取り組んでいる。指定管理期間全体を通して、常に新たな利用者の獲得と既存利用者の利便性や満足度の向上を積極的に図るとともに、コロナ感染拡大防止のため、検温や消毒、換気の徹底のほか、世田谷区の方針に沿った自主事業の実施等、衛生管理面にも注力し、指定管理者として十分に評価できるものである。

収支面では、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響による施設休館や時短営業等により、収支のバランスに困難が生じた年もあるが、指定期間を通して、利用者の拡充及び、適切な経費の削減など、状況に応じた適切な対応に向け、努力している。

今後も引き続き、その時々状況に応じた適切な感染対策の実施や利用者対応等、利用者の安全面に一層配慮した良質なサービスの提供を期待する。

上記を踏まえ、現事業者の評価としては、効果的、効率的に運営し、施設の設置の目的を達成できていると判断する。「世田谷区指定管理者制度に係るガイドライン」に基づき、本件は公募によらない選定に該当しない。公募による選定を行うことで、他事業者との競争原理が働き、公平性の担保が可能となり、かつそのことで緊張感が生まれ、現事業者からの提案についても、より洗練されたものになると考えられる。よって、次期指定管理者は公募により選定する。

#### 【実績評価の反映】

実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合が75%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に基づき、現在の指定管理者が応募する場合は、加点減点は行わない。

## 6 指定管理者制度導入の理由

世田谷区立健康増進・交流施設は、高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図ることを目的としている。

運営にあたっては、民間事業者の創意工夫や経営手法を活用することで、利用者ニーズへのより迅速な対応、区民サービスの向上が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

選定委員会における審議結果等を踏まえ、条例第20条第1項の規定により、指定管理者の候補者を公募により選定する。

### (2) 選定基準

条例第20条第3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ①健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。
- ②世田谷区立健康増進・交流施設条例第21条第1項に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。
- ③健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理

に係る経費の縮減を図ることができること。

④健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月	区民生活常任委員会報告（選定）
5月	公募開始
6月～	選定期間
9月	区民生活常任委員会報告（選定結果） 第3回区議会定例会
令和5年4月	次期指定管理者による管理の開始

## 健康増進・交流施設指定管理者選定委員会選定委員名簿（令和3年度）

区分	氏名	役職等
外部委員	瀬沼 頼子	昭和女子大学 人間社会学部現代教養学科特任教授
	芳地 泰幸	日本女子体育大学 体育学部健康スポーツ学科准教授
	松原 憲之	中小企業診断士 フード&ビバレッジビジネス研究所 代表
	山崎 富一	NPO法人笑顔せたがや 理事長
	島村 賢一	世田谷区生涯大学 講師
内部委員	内田 政夫	世田谷区 スポーツ推進部長
	長岡 光春	世田谷区 高齢福祉部長

## 健康増進・交流施設指定管理者選定委員会選定委員名簿（令和4年度）

区分	氏名	役職等
外部委員	瀬沼 頼子	昭和女子大学 人間社会学部現代教養学科特任教授
	芳地 泰幸	日本女子体育大学 体育学部健康スポーツ学科准教授
	松原 憲之	中小企業診断士 フード&ビバレッジビジネス研究所 代表
	山崎 富一	NPO法人笑顔せたがや 理事長
	島村 賢一	世田谷区生涯大学 講師
内部委員	大澤 正文	世田谷区 スポーツ推進部長
	山戸 茂子	世田谷区 高齢福祉部長